

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年8月6日

横浜市契約事務受任者

道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

新横浜駅横断地下道エレベーターリミットスイッチほか修繕

2 履行（納品）場所

港北区篠原町2974番地先

3 契約日

令和8年6月18日

4 履行日又は履行期間

令和9年1月31日

5 契約金額

902,000円（うち消費税及び地方消費税相当額82,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東芝エレベータ株式会社 神奈川支社

支社長 大津 和人

神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-2 横浜ブルーアベニュー3階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新横浜駅横断地下道エレベーターにおいて、ピットへ雨水が流入し冠水しました。これによりピット内の部品が浸水し損傷したため、当該エレベーターは利用停止しています。利用停止により利用者に大きな影響が生じていることから、早急な復旧を図るため、緊急契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの保守点検会社である東芝エレベータ株式会社以外では、本修繕の実施が不可能なため。

9 所管課

